

令和8年度 香美町立小代小学校いじめ防止基本方針

2026年4月6日 更新

1 本校の方針

本校は、校訓「強く正しく 清く優しく 直く明るく」のもと、ふるさと小代地区での学びを通して「誇りと夢をもち心あたかくたくましい小代っ子」を育むことをめざしている。

全ての児童が安全で楽しい学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備しいじめの未然防止を図る。さらに、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に、かつ速やかに解決するための「小代小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は但馬地方北西部の山間地に位置する。校区には21地区があり、その内の11地区から児童が登校している。どの地区も少子高齢化がすすみ児童数が減少している。多くの地区では子どもの集団遊びが成立しない状況であり、地域でのあそびや活動を通して人間関係や社会性を育むことが極めて少ない状況である。本校教職員は、このような状況下では人間関係や社会性の育成にとって学校の果たすべき役割が極めて大きいと認識している。

平成25年度より隣接する小規模学校が連携し、年間を通し計画的・継続的に合同学習を行う「学校間スーパー連携チャレンジプラン」を実施し、児童の社会性や積極性の伸長、新たな友達づくりなどを進めてきた。

いじめについては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」、「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員で「いじめ対応チーム(問題行動・不登校対応チームも兼ねる)」を設置する。また、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者との連絡体制を築き、日常の教育相談、生徒指導などの充実に努める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 いじめ早期発見のためのチェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、校長が直ちに、町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、地区懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対応チームを中心に点検し、必要に応じて見直す。